

和温療法学会 和温療法研修会 規約

第1章 総則

第1条（目的）

本規約は、和温療法研修会（以下「研修会」）の運営に関する基本方針を定め、研修会の円滑かつ効果的な実施を目的とする。

第2条（理念および位置づけ）

研修会は、和温療法学会（以下「学会」）の事業の一環として運営されるものであり、学会の理念を共有するとともに、学会理事会の管理・監督のもとに実施される。

第3条（適用範囲）

本規約は、研修会の運営に関するすべての事項に適用される。

第2章 研修会の実施

第4条（研修会の開催）

研修会は、和温療法に関する知識および技術の普及・向上を目的として、定期的または不定期に研修会を開催する。研修会の内容、日程及び開催場所については、事前に会員及び関係者に通知する。

第5条（研修会の参加対象者）

研修会の参加対象者は、和温療法学会の会員とする。ただし、定員に達した場合、参加者を選定することができる。

第6条（研修会の内容）

研修会の内容は、和温療法に関する講義、専門家による講演等、学術的および実務的な情報を提供するものとする。

第3章 参加費

第7条（参加費の設定）

研修会は、参加者から参加費を徴収するものとする。参加費の金額は、研修会の規模、内容、講師の報酬等を考慮し、学会の理事会で決定する。

第 8 条 (参加費の徴収方法)

参加費は、研修会の参加申込時に事前に徴収することを原則とする。徴収方法は、オンライン決済、銀行振込等、事前に決定した方法により行う。

第 9 条 (返金規定)

参加者が研修会をキャンセルする場合の返金規定は以下の通りとする。なお、参加者の都合によるキャンセルの場合、返金にかかる振込手数料は参加者の負担とする。

1. 開催日の 1 週間前までにキャンセルした場合、参加費の全額を返金する。
2. 開催日の 3 日前までにキャンセルした場合、参加費の 50%を返金する。
3. 開催日の 3 日前以降のキャンセルについては、返金しないものとする。
4. 研修会が主催者の都合により中止となった場合、参加費の全額を返金する。

第 10 条 (費用の使途)

徴収された参加費は、研修会の運営費用（会場費、講師費、資料代、運営人員の報酬等）に充てるものとし、残余が生じた場合には、研修会の運営資金として管理される。

第 4 章 研修会の運営体制

第 11 条 (研修委員会)

研修会の実施にあたっては、学会に研修委員会を設置する。研修委員会は、研修会の内容、開催準備、講師の選定、参加者の管理等、運営全般を統括する。ただし、研修会運営の一部業務については、適切な外部専門機関または企業に委託することができる。委託先の選定およびその業務遂行においては、研修会がその品質と進行状況を十分に監督し、責任を持って対応するものとする。

第 12 条 (責任者)

研修会の運営に関する最終的な責任は、学会の理事会にある。理事会は、研修委員会から報告を受け、研修会の実施に関する承認を行う。

第 5 章 参加者の管理

第 13 条 (参加申込)

研修会への参加申込は、所定の方法により行うものとする。申込期限を過ぎた場合、参加を認めないことがある。

第 14 条 (参加者の記録)

1. 参加者の氏名、連絡先、参加費の支払い状況等の情報は、研修会の運営に必要な範囲で記録し、適切に管理する。
2. 参加者の個人情報は、研修会の運営に必要な範囲内で利用し、適切に保護するものとする。個人情報の取り扱いについては、学会の個人情報保護方針に従う。

第 15 条（参加者の義務）

参加者は、研修会の運営規定および会場の規則を遵守する義務がある。

第 6 章 修了証

第 16 条（修了証の発行）

1. 研修会を修了した者には、研修会から修了証が発行される。
2. 修了証は、研修会の全課程を修了した者にのみ発行される。
3. 修了証には、研修会修了者の氏名、認定期間、および認定番号が記載される。

第 17 条（旧修了証の承継）

本規約施行以前に和温療法研修センターが発行した研修会修了証は、学会が発行したものと同等に取り扱い、本規約に基づいて管理・更新等の手続きを行うものとする。

第 18 条（修了証の有効期限）

1. 修了証の有効期限は、発行日から 5 年後の年度末までとする。
2. 修了証の有効期限が満了する前に更新手続きを行わない場合、原則として修了証は無効となり、再研修を受ける必要がある。

第 19 条（修了証の更新）

修了証の更新には、以下の条件を満たすことが必要である。

1. 和温療法学会の会員であること。
2. 年会費を完納していること。
3. 和温療法学会が主催する学術集会に、認定期間中に 1 回以上参加していること。
4. 所定の更新料を支払うこと。

第 20 条（更新手続き）

1. 修了証更新を希望する者は、所定の方法により研修会に更新申請を行うものとする。
2. 更新申請後、研修会の審査を経て承認された場合に、修了証の更新が行われる。
3. 更新手続きが承認されると、新しい修了証が発行される。

第 21 条（更新手続きの不備）

1. 更新手続きに必要な書類が不備である場合、申請者は所定の期限内に不備を解消し

再度手続きを行うことが求められる。

2. 手続きに不備がある場合、更新手続きは延期または無効とされることがある。

第 22 条（修了証の取り消し）

研修会は、以下の事由に該当する場合、研修会修了証を取り消すことができる。

1. 会員としての資格を喪失した場合。
2. 年会費を未納のままである場合。
3. 認定期間中、学術集会に 1 回以上参加したことが確認できない場合。
4. その他、研修会が定める規定に違反した場合。

第 7 章 施設認定

第 23 条（認定施設の定義と認定条件）

1. 研修会修了証を有する医療従事者が 2 名以上在籍し、そのうち 1 名は医師であることを条件に、当該施設を「和温療法認定施設」として認定する。
2. 認定を希望する施設は、所定の方法により研修会に申請を行い、審査を受けたうえで、施設認定証の交付を受けることができる。
3. 申請にあたっては、所定の申請料を支払うものとする。
4. 研修会は、申請手続きにおいて研修会修了証保持者の在籍確認を行う。

第 24 条（認定証の有効期限と更新）

1. 認定証の有効期限は、発行日から 10 年後の年度末までとする。
2. 施設認定の継続を希望する施設は、所定の方法により研修会に更新申請を行い、研修会の審査を経て承認された場合に、認定証の更新が行われる。
3. 申請にあたっては、所定の更新料を支払うものとする。
4. 研修会は、更新手続きにおいて研修会修了証保持者の在籍確認を行う。

第 8 章 報告・監査

第 25 条（報告義務）

研修会終了後、研修委員会は研修会の運営結果及び財務状況について報告書を作成し、学会の理事会に報告する。

第 26 条（監査）

学会の監事は、研修会の収支に関して適正であるかを監査し、必要に応じて改善を提案する。

第9章 その他

第27条（規約の変更）

本規約の変更は、学会の理事会の承認を経て行うものとする。

第28条（附則）

本規約は、2025年7月1日より施行する。

2025年10月25日に第18条1、および第24条1を一部改正した。